愛知・名古屋２０２６大会　総合ライセンシー募集要項

１ 募集概要

（１）募集名

愛知・名古屋２０２６大会　総合ライセンシー募集

（２）総合ライセンシーの目的

第 20 回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会（以下、「本大会」という。）において、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下、「AINAGOC」という。）は、商品化ライセンシー及びストアライセンシーを募集しているところである。これら両者を兼務し、幅広い商品展開や卸売を行うとともに、本大会の全会場（58会場を予定）及びオンラインショップの構築運営を行う「総合ライセンシー」を募集することにより、総合ライセンシーによる公式ライセンスグッズの展開を始めとした、本大会の機運醸成を図ることを目的とする。

（３）本募集主体について

①本募集は、愛知・名古屋２０２６マーケティング業務代理店共同事業体のライセンシング事務局（以下、「事務局」という。）がAINAGOCとの契約に基づき、本募集の事務を行うものである。

②本募集は事務局が「１（４）業務内容」を行う候補者を募集するものであり、　　別途商品化ライセンス契約書及びストアライセンス契約をAINAGOCと締結する必要がある。

（４）総合ライセンシーが行う業務内容

①公式ライセンスグッズの製造又は卸売（ＯＭＤ商品含む）

②全５８競技会場（予定）の公式ライセンスショップ（会場内）運営（独占）

③公式オンラインショップの立ち上げ及び運営（独占）

④その他の販売の開拓

※詳細については、総合ライセンシー要件書（以下、「要件書」という。）

のとおりとする。なお、要件書、別添項目及び一部の様式については、

参加意向申出書及び守秘義務の遵守に関する誓約書を期限内に提出した者のみ

に電子メールで配布する。

⑤偽造防止対策としてのブランド保護やアンブッシュマーケティング対策の対応

（５）契約期間

契約締結の日から 2026年 12 月末日まで（予定）

※商品化ライセンス契約書及びストアライセンス契約書による。

（６）本募集にかかる事務局及びAINAGOCからの支払い

なし

（７）別途必要となる経費

業務の遂行にあたって発生する経費は、総合ライセンシーが業務において発生

する利益の中で負担するものとする。ただし、業務の遂行にあたり、その中で

負担できないと総合ライセンシーが判断する経費（別途必要となる経費）がある

場合、AINAGOC がその必要性と金額の妥当性を認めた場合に限り、AINAGOCが

負担する。

（８）募集事業者数

１者

２ 資格要件

1. 応募者

単体企業での応募とする（複数企業で組成したグループ（共同企業体または共同事業体）での応募は不可）。なお、下請け製造や販売など業務の一部を再委託することは可能とする。

1. 応募者の資格要件

応募企業は以下の要件の全てを満たすものとすること。

 ① 以下に掲げる名簿のいずれかに記載があること。

ア 令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿において、「業務（大分類）３．役務の提供等」の「営業種目（中分類）03.映画等制作・広告・催事」、「業務（大分類）３．役務の提供等」の「営業種目（中分類）07.調査委託」又は「業務（大分類）３．役務の提供等」の「営業種目（中分類）16.その他の業務委託等」に登載されている者であること。

 イ 令和5・6年度名古屋市電子調達システム有資格者名簿の申請区分「業務委託」の申請業種「催事等の企画・運営」、申請区分「測量・設計」の申請業種「調査（その他）」又は申請区分「業務委託」の申請業種「その他」に登載されている者であること。

ウ 令和 6・7 年度AINAGOC入札参加資格者名簿において「業務（大分類）03.役務の提供等」の「営業種目（中分類）03.映画等製作・広告・催事」、「業務（大分類）３．役務の提供等」の「営業種目（中分類）07.調査委託」又は「業務（大分類）３．役務の提供等」の「営業種目（中分類）16.その他の業務委託等」に登載されている者であること。

 なお、企画提案書の提出日までにおいて、入札参加審査の申請を行い受理されていることを証明する書類の提出により登録したものとみなす。ただし、入札参加資格が認められなかった場合は、本公募の応募資格を失うものとする。

 ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

 ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、２(２)①アまたはイまたはウに掲げる入札参加資格の登録または認定を受けている者を除く。）でないこと。

④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、２(２)①アまたはイまたはウに掲げる入札参加資格の登録または認定を受けている者を除く。）でないこと。

 ⑤ 企画提案受付期間及び候補者として選定され契約に至るまでの期間において、愛知県会計局指名停止要領、名古屋市指名停止要綱及びAINAGOC指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑥ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置の期間がない者であること、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）」に基づく排除措置の期間がない者であること。

⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと。

３ 企画提案

（１）提出書類

別に示す要件書に基づき、以下の書類を作成し提出すること。

① 提案応募書（様式１） １部

② 誓約書（様式２）1部

※必要な添付書類も併せて提出すること。

③ 業務実績（様式３） 10 部

④ 業務提案書（任意様式） 10 部

⑤ 上記①～④の各データ（CD-ROM 等電子記録媒体へ格納したもの） 1 点

※様式に基づき適宜修正のうえ、①～④を提出すること

（２）提出期限

2025年1月29日（水）午後５時まで（必着）

（３）提出先

〒460-0002名古屋市中区丸の内３丁目９番２９号 ダイセンビル３F

愛知・名古屋２０２６マーケティング業務代理店共同事業体

ライセンシング事務局 宛
TEL：052‐684‐9100

E-mail：licensing\_office@agapg2026.jp

（４）提出方法

上記提出先へ期限までに指定部数を持参または郵送により提出すること。

４ スケジュール

2025 年1月 10 日（金） 参加意向申出書・守秘義務の遵守に関する誓約書受付開始

2025 年1月 16 日（木） 参加意向申出書受付締切

 2025 年1月 17 日（金） 要件書等配布・質問受付開始

2025 年1月 21 日（火） 質問受付締切

2025 年1月 22 日（水） 質問回答（予定）

2025 年1月 29 日（水） 提案書提出締切

2025 年1月末から2月上旬予定　1次審査（6社以上の応募があった場合のみ実施）

2025 年1月末から2月上旬予定 プレゼンテーション実施

　 ※別途日時と場所（名古屋市内を予定）を事務局より通達

 ※各社 45 分（15 分程度の質疑応答含む）を想定

※プレゼンテーション実施の順番は、提案書提出の順番とする

2025 年2月 上旬予定 候補者決定通知

 ５ 説明会

　　説明会は開催しない。

 ６ 企画提案の参加意向確認

（１）参加意向申出書の提出

業務の企画提案の参加意向について、「参加意向申出書（様式4-1）」及び「会社

概要」（様式任意。既存のパンフレット可）を提出すること。また、併せて守秘

義務の遵守に関する誓約書（様式5）を提出すること。なお、参加意向申出書及び

守秘義務の遵守に関する誓約書の提出がない場合は、要件書等の配布を行わない。

ア 提出期限

 2025 年1月 16 日（木）午後 5 時まで（必着）

イ 提出先

　 E-mail：licensing\_office@agapg2026.jp

ウ 提出方法

上記提出先に電子メールにより提出すること。（送信後、電話で受信確認を行

うこと。）

TEL：052‐684‐9100

なお、要件書等は1月 17 日（金）に配布する。

（２）参加辞退届

参加意向申出書の提出後であっても、企画提案書の提出前であれば「参加辞退届（様式４-２）」の提出により、辞退することができる。

 ７ 応募に関する問い合わせについて

応募に関する問合せについては、「質問書（様式６）」により、下記のメールアドレ

ス宛に、電子メールにて提出すること。メール送信の際、件名は「本大会総合ライ

センシー募集に関する質問」とすること。なお、質問に対する回答は、質問者及び

参加意向確認書を提出した全ての者宛てに 2025 年1月 22 日（水）（予定）にメールで回答する。ただし、質問が質問者固有の内容である場合は、質問者のみに回答する。

（１）受付期間

 2025 年1月 17 日（金）から1月 21 日（火）正午まで

（２）提出先

 E-mail：licensing\_office@agapg2026.jp

（３）方法

上記提出先に電子メールにより提出すること。（送信後、電話で受信確認を行

うこと。）

TEL：052‐684‐9100

８ 審査方法等

（１）審査方法

 　　 提出された企画提案書について、総合ライセンシー候補者選定委員会

（以下「選定委員会」という。）において、プレゼンテーション及び質疑応答

のうえ、下記（２）審査基準に基づいて審査を行い、その結果を踏まえ、候補者

を決定する。なお、企画提案書を提出した者が多数ある場合は、事務局において

書類選考を行い、上位５者をプレゼンテーション審査の対象とする。

（２）審査基準

 審査は、別添項目について、実績、実施体制及び提案内容などの各面から総合的に評価する。なお、審査の結果、事務局が定める一定の選定基準を満たさない

場合、候補者となることはできない。

（３）結果通知

審査結果については、全ての応募者に対し、候補者の選定後、書面で通知する。

（４）その他

 選定委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問合せには一切応じない。また、異議申し立ても一切認めないものとする。

９ 契約について

1. 候補者の決定後、候補者との商品化ライセンス契約及びストアライセンス契約に

向けた調整や手続等を経た上で、随意契約を行う。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。

（２）次の要件のいずれかに該当する場合は、候補者の決定を取り消すことがある。

ア 応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

1. 受託候補者として決定後、万が一上記契約締結に至らなかった場合、その理由の

如何を問わず、当該契約準備に関する費用について、事務局及びAINAGOCと

候補者の間に債権債務関係は生じないこととする。

10 注意事項

（１）応募及び契約の手続において使用する言語、通貨及び時間は、日本語、日本国通貨及び日本時間とする。

（２）提出書類の作成及び提出等必要な経費については、各応募者の負担とする。

（３）提案された企画提案書類は、返却しない。

（４）事務局が提出を依頼した内容以外の書類等については、原則受理しない。

（５）提出書類の訂正、追加及び再提出は認めない。ただし、事務局は提出書類の訂正、追加等を求める場合がある。

（６）候補者は適正に人員を配置し、業務を遂行するにあたり必要な体制を構築すること。なお、決定後の企画提案書に記載された実施体制（統括責任者、担当者等）の変更は、原則認めない。ただし、事務局及びAINAGOC が承認した場合に限り、実施体制を変更することができる。

（７）この要項に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は、事務局が定める。